

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

中山間地の特性を活かしたいきいき比田の里再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

安来市

3 地域再生計画の区域

安来市の区域の一部（広瀬町比田地区）

4 地域再生計画の目標

安来市は、島根県の東端に位置し、東は鳥取県と接し、北は中海に面している。平成 16 年 10 月 1 日に、隣接する 1 市 2 町が合併し、420.97 k m²の市域となった。

人口は少しずつ減少傾向にあり、特に北部の特殊鋼ヤスギハガネを産出する日立金属（株）や、その関連企業等で形成される市街地に比べ、南部の水稻を中心とした農村部では、過疎化と少子高齢化が急速に進行してきている。

再生計画を進める広瀬町比田地区は、市の中心部から約 30km 南方に位置し、標高も 300～350m の高原地帯であり、かつては西比田小学校、東比田小学校、比田中学校の 3 校が設置されていたが、平成 16 年の市町合併の際、少子化の影響もあり、西比田小学校と東比田小学校が統合され比田小学校（旧西比田小校校舎を活用）となり、旧東比田小学校校舎は、地区公民館として活用されることとなった。平成 19 年 3 月には、中学校再編により比田中学校が廃校となったが、その際建物が比較的新しい比田中学校校舎が比田小学校として活用されることになり、それまでの比田小学校校舎（旧西比田小学校校舎（以下「廃校校舎」という。)) は機能を持たない施設となった。

この廃校校舎は長い歴史を持ち、教育の場はもとより地域の社会活動や文化活動の拠り所としての役割も果たしてきたことから、跡地利用について自治会長などを中心に地元関係者と協議し、地域活性化に寄与できないか検討してきた。

これまで比田地区では、平成 16 年 11 月に食堂を兼ねた産地直売市場が完成し、管理団体「いきいき比田の里管理組合」が多くの地区民の出資により組織され、

中山間地における気候条件等を活かした農産物を直売してきたところである。

このような中、当該管理組合の下部組織として「いきいき加工部」が発足し、地区公民館の一部を借りて、地元で栽培された農産物の惣菜や餅等への加工販売に取り組み、徐々に販売額を上げてきており、この取組をさらに推進するとともに、比田地区民からも単独の加工施設の整備要望が寄せられていることから、当該廃校校舎を活用することとした。

この計画は、本市が地元住民による組織と連携し、過疎化と少子高齢化が進行する比田地区において、廃校校舎を農産物加工施設として利用すること等により地域資源（林産物や農産物）の付加価値を高め、地域振興を図ることで、他の中山間地の地域振興への取り組み意欲を刺激し、市全体の相乗的な活性化につなげる事を目的とするものである。

（具体的な数値目標）

廃校校舎を加工・販売・休憩施設として整備、活用することにより、

- ① いきいき加工部の地元農産物等の取り扱い量を、現在の 10 トンから平成 25 年には 13 トンとする。
- ② いきいき加工部の販売額を、現在の 2,500 万円から平成 25 年には 3,000 万円とする。
- ③ 比田地区の交流人口を、現在の年間 50,000 人から平成 25 年には 100,000 人とする。

5 目標を達成するための事業

5-1 全体の概要

比田地区は、中山間地で昼夜の温度差も大きいため、各種農作物の食味値が高く消費者の評判も良好である。特に、県内でも高い評価を受けている仁多米の産地と隣接しており、同等のコシヒカリの産地ともなっている。

また、県都松江市や東出雲町の水瓶である飯梨川の源流地であり、該当市民等に呼びかけ、地元の山林で源流の森を育てるための植樹活動を進め、交流を図っている。

さらに、無形文化財の比田踊りや花田植えなど農村文化も伝承されており、都市住民との交流事業を実施する中で、この農村文化の良さや季節にあわせて採れる山菜料理等の食のもてなしを通じ、農業や農村に対する理解を深めてもらって

いる。

このような観点から、地域の良さや誇りを見い出しながら地域の再生を目指していく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 支援措置の適用要件

1.廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

当該廃校校舎は、昭和50～51年度の2ヵ年にわたって公立学校施設整備補助金等を活用し、旧広瀬町により西比田小学校として整備された。その後、平成16年の市町合併により東比田小学校と統合し安来市立比田小学校となったが、平成19年の学校再編により廃校校舎となったものであり、当該校舎の転用の弾力化について認定申請するものである。

2.廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。

当該事業は、廃校校舎を利用して、地元の住民グループが中山間地の気候条件等を活かした農林産物等の既存資源を最大限活用するとともに、新しい付加価値手法を開発して、地区民の生産・販売意欲を高揚しながら新たな地域活力の創出を目指すものである。

行政としてもこの地区を、良質米生産を中心とした少量多品目(メロン・白ネギ・花卉等)による農業の活性化を図るための重点地区に位置づけており、このグループを中心とした活動が他地域への広がりとなるよう、積極的に支援することとしている。

具体的には、新しい商品の開発及びラベルやパッケージの検討、先進事例の講演会及び研修会の開催等を行うこととしている。

また、単に廃校校舎を利用して農産物加工施設を営むだけでなく、関連する様々

な活動と連携し、地域の再生を目指した取り組みに地域の人々が積極的に参加できる仕組みづくりがこの再生計画の目標とするところである。

3.地域再生の観点から実施される事業の効果的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

当計画は、比田小学校区内の地域資源を活かすことにより地域活性化、地域再生の達成を目指すものである。

廃校校舎の利用については、次の3つの点から必要不可欠である。

- 1、この学校では、単独調理給食を実施していたため、76 m²の厨房施設があり、また、隣接してランチルーム 110 m²が配置されていることから、農産物の加工・配膳やラッピング作業などに、これらの施設設備をそのまま利用することが出来る点で、廃校校舎利用は適している。
- 2、農業体験ツアーや都市農村交流など地域の資源を活かした事業の展開を計画しており、比田地区の中心地に位置している廃校校舎は、食事提供の場所や休憩施設として利用する場合、収容数や移動効率などから最も適している。
- 3、地域における学校は、子弟教育の学舎であるとともに地域文化の拠り所として深い歴史と伝統を受け継いできている。廃校となった校舎が新しい形で活用が始まる事は、地域再生への民心の結集のシンボルとして極めて効果が高いと考えている。

4.同一地方公共団体における無償による転用である事又は、他の公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

安来市の農業振興計画では、この比田地区を良質米の生産を中心に、積極的に農業振興を図る事としており、JA やすぎや島根県農業普及担当とも連携を進め農業を活かした地域の自立と活性化を目指すこととしており、市は施設貸与については出来る限り協力していくという立場にある。

安来市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成16年安来市条例第72号）第4条第1号に規定する「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」に該当するものとして、安来市の行政財産である廃校校舎を無償貸与するものである。

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取組

該当なし

5-3-2 支援措置に関連して行うその他の取組

①農業体験ツアー

比田体験事業実行委員会は、市等の関係機関や農家と連携し、田舎暮らしに関心のある方・将来農業をしてみたい方を対象とした1泊2日の農業体験ツアーを行っている。そば打ちや稲刈り、芋堀り作業等の実践農業体験を引き続き実施し、田舎の魅力をPRする。

②笹巻き・餅つき体験

いきいき加工部は、小学校生徒及び保育所児童を対象に、学校が授業に取り入れている住みよい地域を再認識する「ふるさと学習」に協力し、地元で収穫された米を使用した笹巻き作りや餅つき体験を実施する。

6 計画期間

認定の日から平成25年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事業

計画終了後、安来市職員（関係部課長）で構成する委員会を組織し、定量的に調査を行い、当計画の成果について評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし